

県南広域振興局長告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成26年7月28日から同年8月22日まで関係書類を縦覧に供する。

平成26年7月18日

県南広域振興局長 遠藤達雄

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）	猿ヶ石北部	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	花巻市役所及び北上市役所